

健 第 1 3 8 9 号  
令和 4 年 2 月 2 2 日

(公社) 岡山県医師会長 }  
(一社) 岡山県病院協会会長 } 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は次のホームページに掲載しています。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課  
感染症対策班

TEL: 086-226-7331

FAX: 086-225-7283

健発 0221 第 1 号  
令和 4 年 2 月 21 日

各〔都道府県知事〕  
〔市町村長〕 殿  
〔特別区長〕

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### 予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 45 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

#### 第一 改正の概要

- ・ 妊娠中の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とすること。
- ・ 12 歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象としないこと。

#### 第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 2 月 21 日）

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年二月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部分を次のように改正する。  
附則第六項中「妊娠中」を「十二歳未満」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之  
内閣総理大臣 岸田 文雄